
第四次小平市男女共同参画推進計画 骨子案

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画期間
3. 計画の位置づけ
4. 計画の策定方法
5. 男女共同参画をめぐる主な動き

第2章 小平市を取り巻く現状

1. 人口と世帯の推移
2. 市における男女共同参画の現状
3. 市民の意識と事業所の実態(アンケート調査結果)
4. 第三次計画における取組の総括

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本的視点
3. 施策の体系
4. 重点項目
5. 推進体制・進行管理

第4章 施策の内容

第5章 付属資料

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

小平市では、平成8年度に小平市女性施策推進計画としての「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定し、第二次計画として平成19年度から平成28年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」、第三次計画として平成29年度から令和3年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が自分らしくいきいきと暮らす社会の実現をめざして」を策定し、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきました。

現行の第三次計画の期間が令和3年度末で終了することから、平成21年に制定した小平市男女共同参画推進条例に則り、少子高齢化や経済状況等の社会情勢の変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、令和4年度からの第四次小平市男女共同参画推進計画を策定しました。

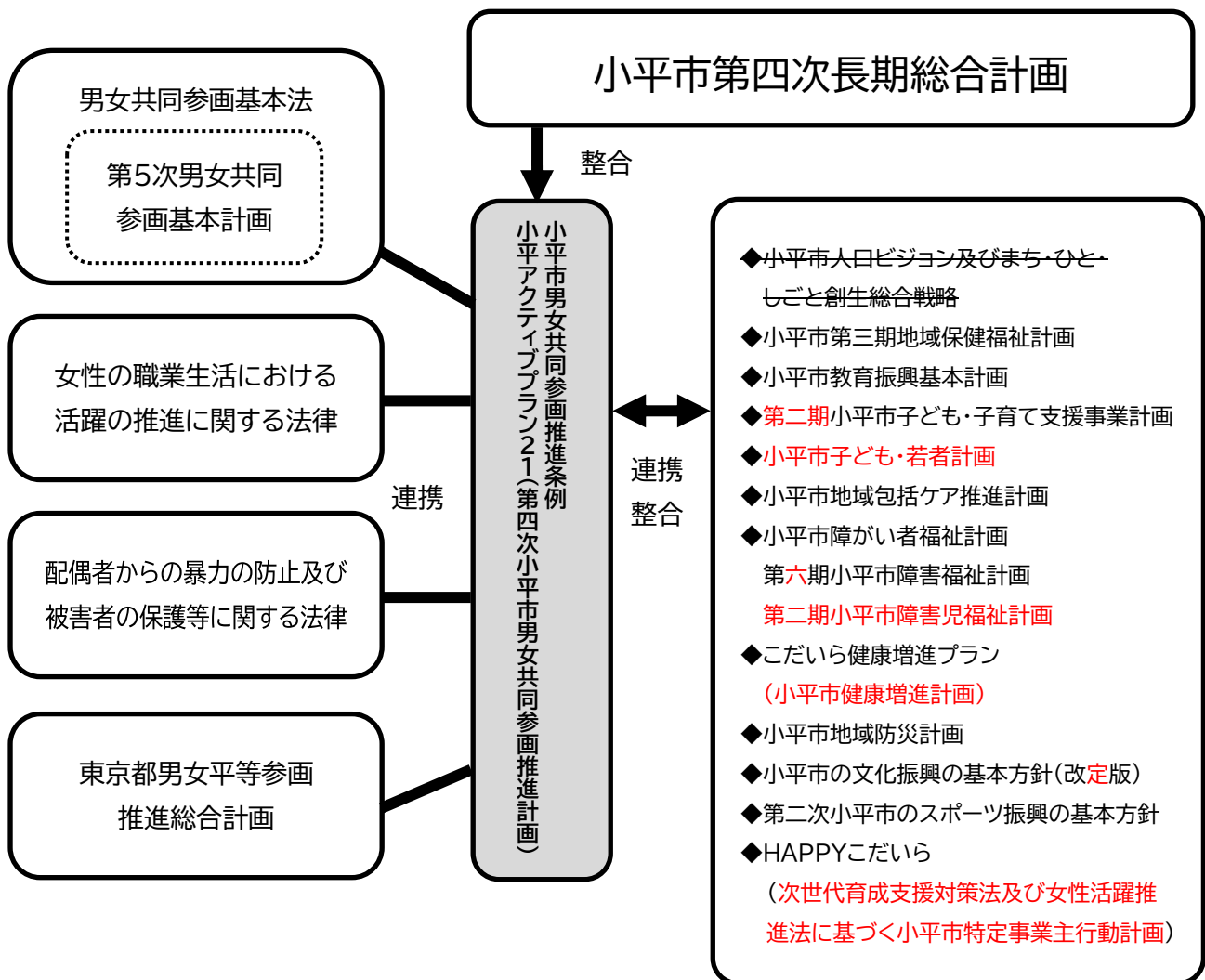
2. 計画期間

この計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
第4次男女共同参画基本計画				第5次男女共同参画基本計画					
東京都男女平等参画推進総合計画					改訂版東京都男女平等参画推進総合計画(仮)				
小平市第三次長期総合計画				小平市第四次長期総合計画(R14年度まで)					
小平アクティブプラン21(第三次)					小平アクティブプラン21(第四次)				

3. 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画**推進**計画です。
- ・小平市男女共同参画推進条例第9条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、第三次男女共同参画推進計画、小平アクティブプラン21(以下、「小平アクティブプラン21(第三次)」という。)を継承しています。
- ・小平市第四次長期総合計画や市の関連計画との整合性を図っています。
- ・国の第5次男女共同参画基本計画及び東京都が策定した関連計画との整合性を図っています。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含し、策定しています。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。



4. 計画の策定方法

① 男女共同参画推進審議会の開催

小平市男女共同参画推進審議会で計画素案の内容、計画案について審議し、意見をいただきました。

② 庁内検討組織

市長等で構成する小平市男女共同参画推進本部と、その下に組織された小平市男女共同参画推進委員会で関係部局の連携により内容等の検討を行いました。

③ 市民意識・実態調査の実施

男女共同参画推進計画の策定に必要な基礎資料を作成することを目的としてアンケート調査を実施しました。

【市民意識調査】

調査対象:小平市在住の18歳以上の市民2,000人

実施期間:令和2年9月7日(月)~9月28日(月)

調査方法:郵送配布・郵送回収

有効回収率:40.7%

【事業所実態調査】

調査対象:小平市内従業者数5人以上の事業所2,000件

実施期間:令和2年9月7日(月)~9月28日(月)

調査方法:郵送配布・郵送回収

有効回収率:25.7%

④ 市民意見公募手続(パブリックコメント)と市民懇談会の実施

今後追加予定

(3) 男女共同参画をめぐる主な動き

年	世界・国・都の動き	小平市の動き
平成10年 (1998年)	・「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(都)	
平成11年 (1999年)	・(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行(国) ・「男女共同参画社会基本法」成立・施行(国)	・「小平市女性施策推進協議会」設置
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)を開催(世界) ・「ストーカー行為等規制法」施行(国) ・「男女共同参画計画」策定(国) ・「東京都男女平等参画基本条例」制定(都)	
平成13年 (2001年)	・男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(国) ・「DV防止法」成立(国)	
平成14年 (2002年)	・改正「育児・介護休業法」施行(国) ・「チャンス&サポート東京プラン 2002」策定(都)	・改定版「小平アクティブプラン21」策定
平成15年 (2003年)	・「次世代育成支援対策推進法」施行(国) ・「少子化社会対策基本法」成立(国)	
平成16年 (2004年)	・「性同一性障害者特例法」施行(国) ・「DV防止法」改正(国) ・内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定(国)	・「小平市男女共同参画センター条例」制定 ・「小平市男女共同参画センター“ひらく”」設置
平成17年 (2005年)	・改正「育児(国)・介護休業法」施行 ・「男女共同参画計画(第2次)」策定(国) ・少子化・男女共同参画担当大臣設置(国)	・「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施
平成18年 (2006年)	・「男女雇用機会均等法」改正(国) ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(都) ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(都)	
平成19年 (2007年)	・改正「男女雇用機会均等法」施行(国) ・「パートタイム労働法」改正(国) ・「DV防止法」改正(国) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(国)	・「小平アクティブプラン21」(第二次)策定
平成20年 (2008年)	・改正「DV防止法」施行(国) ・改正「パートタイム労働法」施行(国)	
平成21年 (2009年)	・国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解(世界) ・「育児・介護休業法」改正(施行は 2010 年、一部の規定は 2015 年施行)(国) ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(都)	・「小平市男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画推進審議会」設置
平成22年 (2010年)	・「育児・介護休業法」施行(国) ・「第3次男女共同参画基本計画」策定(国) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定(国)	
平成23年 (2011年)	・UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足(世界)	
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(世界) ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(国) ・「チャンス&サポート東京プラン 2012」策定(都) ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(都)	

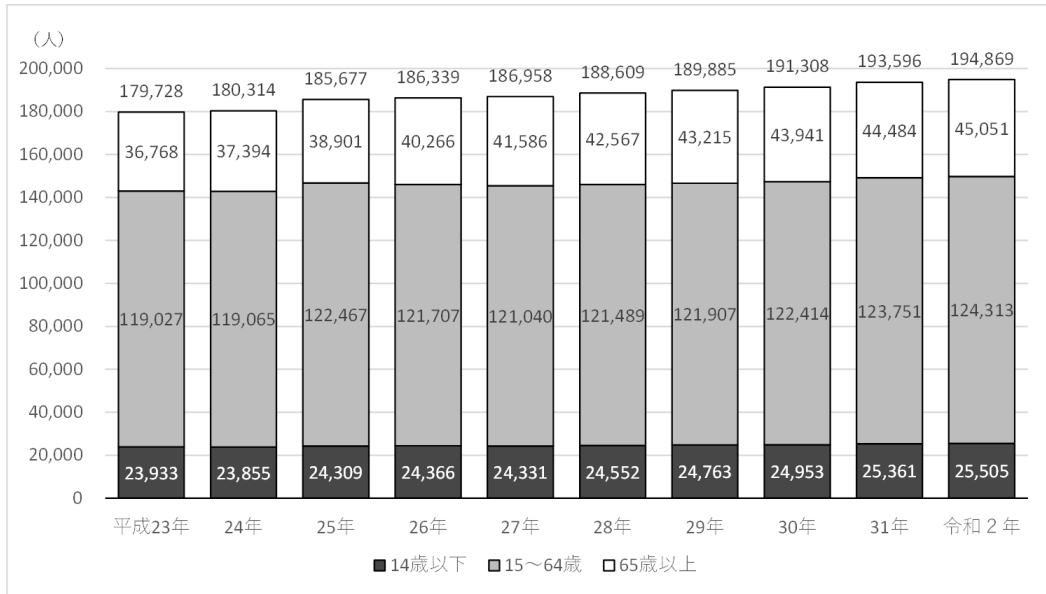
年	世界・国・都の動き	小平市の動き
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」一部改正(国) ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成(国) ・「ストーカー規制法」改正(国) 	
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(国) 	
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定(国) ・「第4次男女共同参画基本計画」策定(国) 	・「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」実施
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第60回国連女性の地位委員会(世界) ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW！2016)開催(国) 	
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」、「育児介護休業法」一部改正(国) ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定(都) ・「東京都女性活躍推進計画」策定(都) ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(都) 	・「小平アクティブプラン21」(第三次)策定
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行(国) ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定(国) ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定(都) 	
令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正(国) ・「労働施策総合推進法」改正(国) 	
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行(国) ・第5次男女共同参画基本計画策定(国) 	・「男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査」実施
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定(都) 	
令和4年 (2022年)		・「小平アクティブプラン21」(第四次)策定

第2章 小平市を取り巻く現状

1. 人口と世帯の推移

① 年齢別人口の推移

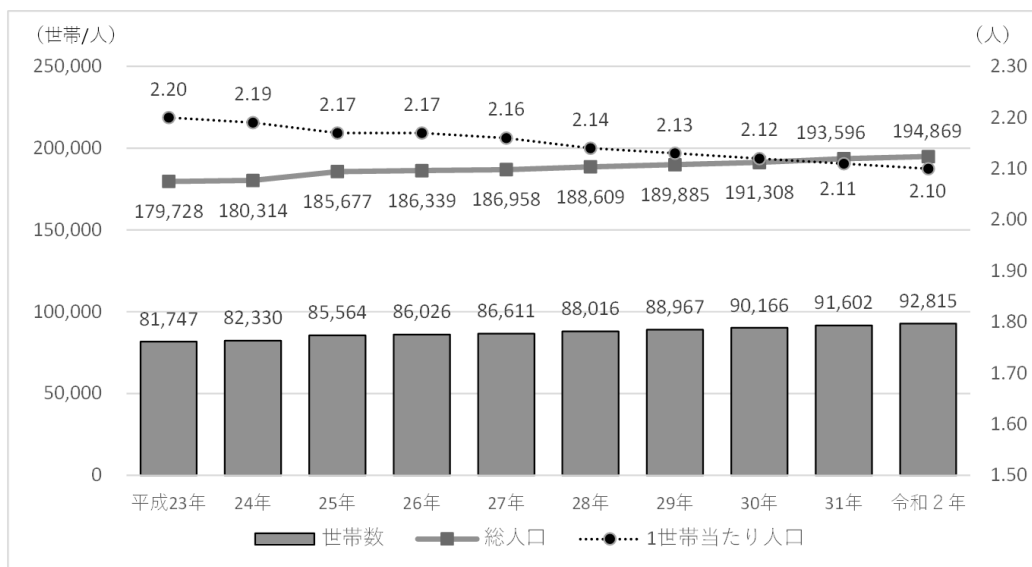
総人口は増加しており、20万人に迫っています。いずれの年齢層も増加していますが、特に65歳以上の増加が目立っています。



資料:住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)

② 世帯の推移

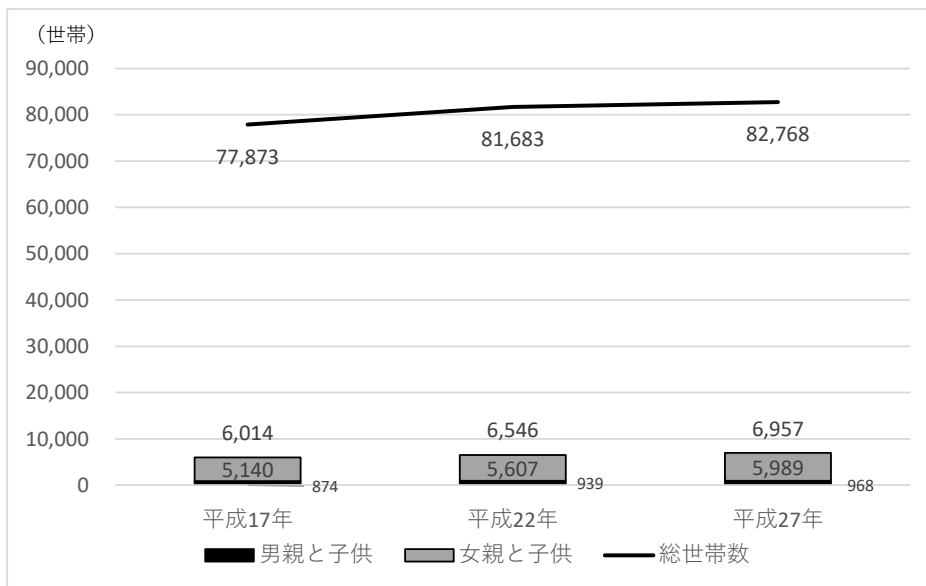
世帯数は増加が続き、10年前よりも1万世帯以上増えています。世帯数の増加率は人口の増加率を上回るため、1世帯当たりの人口は減少傾向となっています。



資料:住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)

③ ひとり親世帯の推移

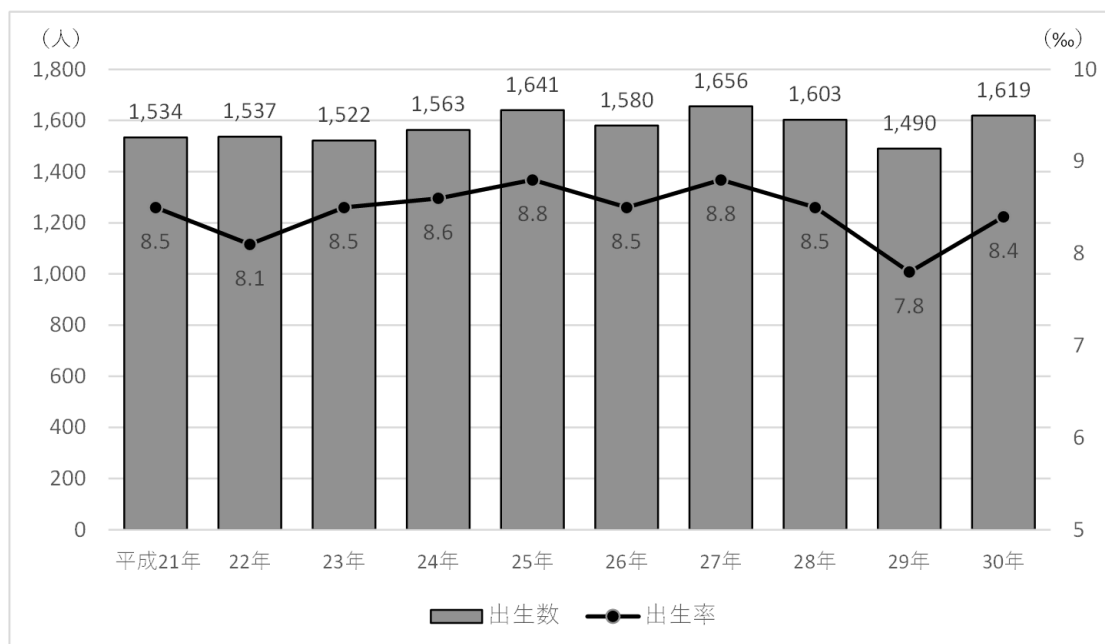
世帯数の増加に伴い、ひとり親世帯も増加傾向にあります。全世帯に占めるひとり親世帯の割合は約8%となっています。



資料:国勢調査

④ 出生数の推移

出生数は増減を繰り返しながら 1580±90 人の範囲内で推移しています。

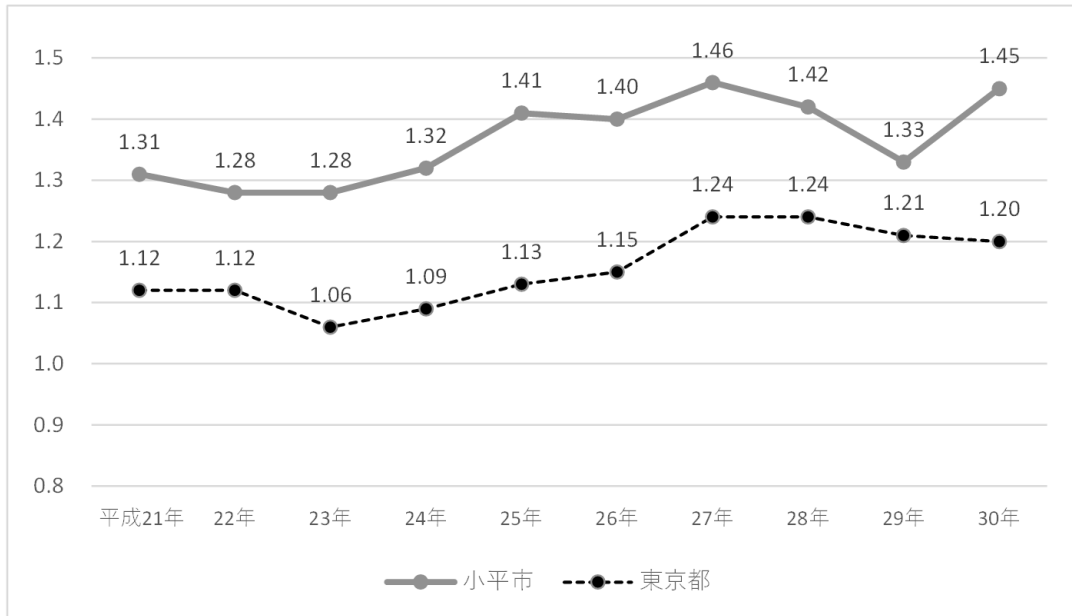


令和2年度版から反映予定

資料:小平市令和元年版統計書

⑤ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は上下動を繰り返しながらも長期的には上昇傾向で推移しています。また、東京都と比べて高い水準を維持しています。



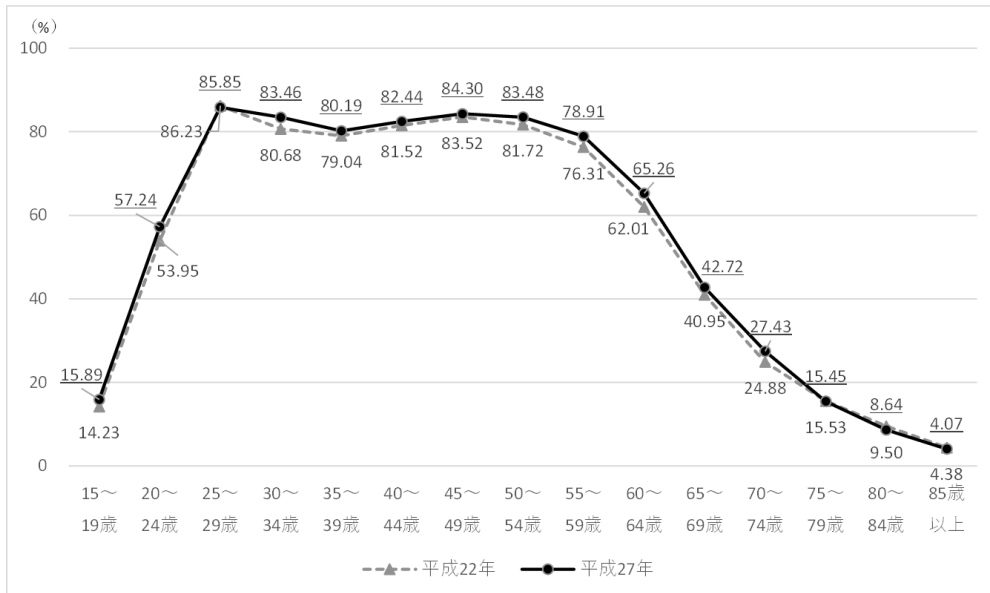
資料：東京都福祉保健局「人口動態統計年報(確定数)平成30年」

令和元年データも反映予定

2. 市における男女共同参画の現状

① 年齢別労働力率の推移

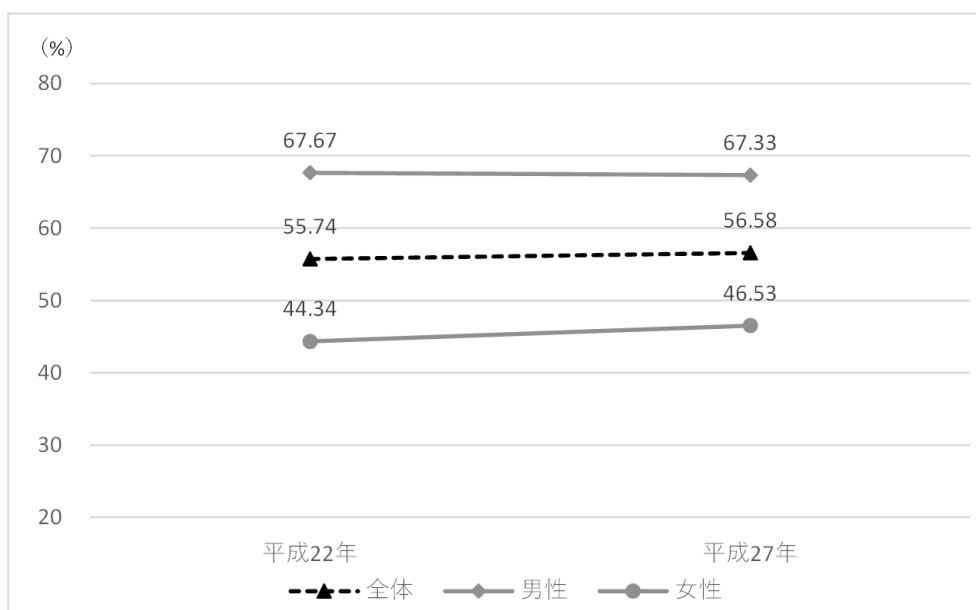
年齢別労働力率は30～70歳代で上昇しています。



資料: 国勢調査

② 男女別の就業率

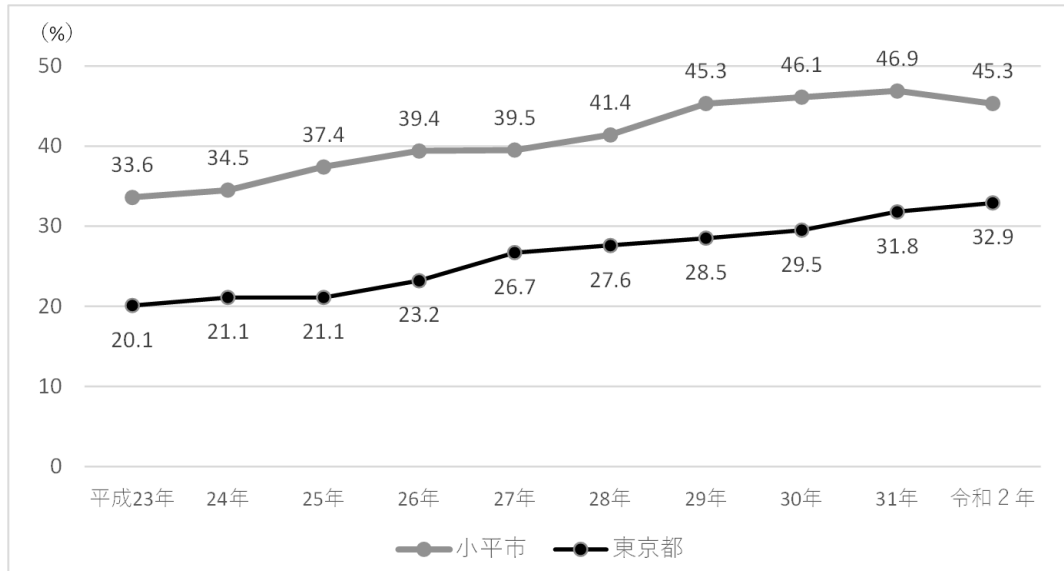
平成22年から27年にかけて、女性の就業率が2ポイント以上増加し、全体の就業率微増に寄与しています。



資料: 国勢調査

③審議会等における女性委員の比率

目標設定の対象である審議会等における女性委員の比率は最近 10 年間で 10 ポイントを超える上昇ですが、目標値の 50%を目前にやや足踏み状態となっています。



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年 4 月 1 日現在)

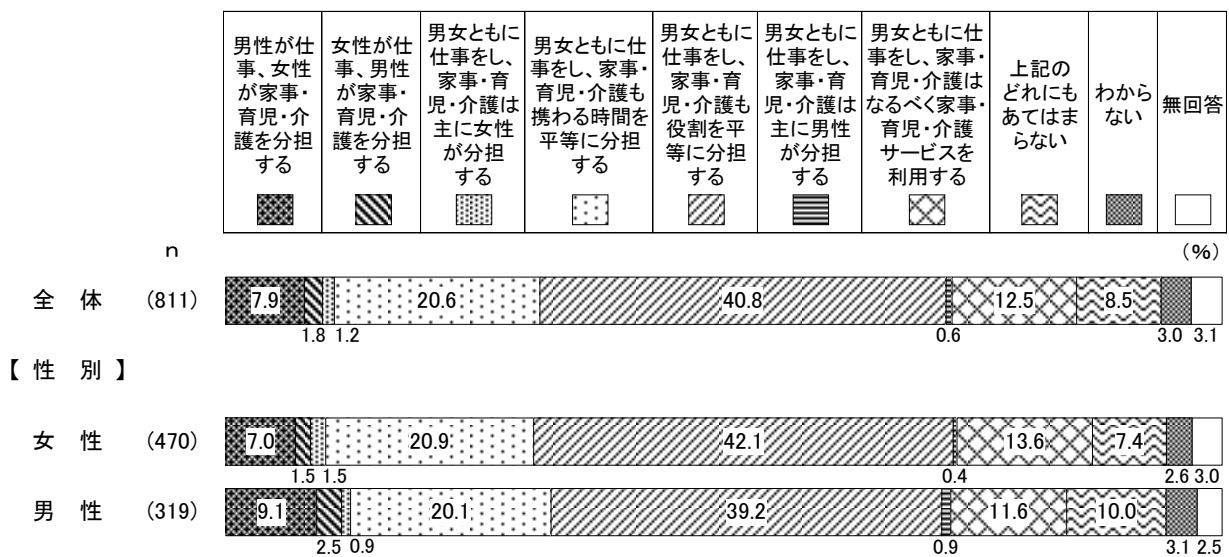
3. 市民の意識と実態(アンケート調査結果)

<ワーク・ライフ・バランスについて>

■男女の役割分担

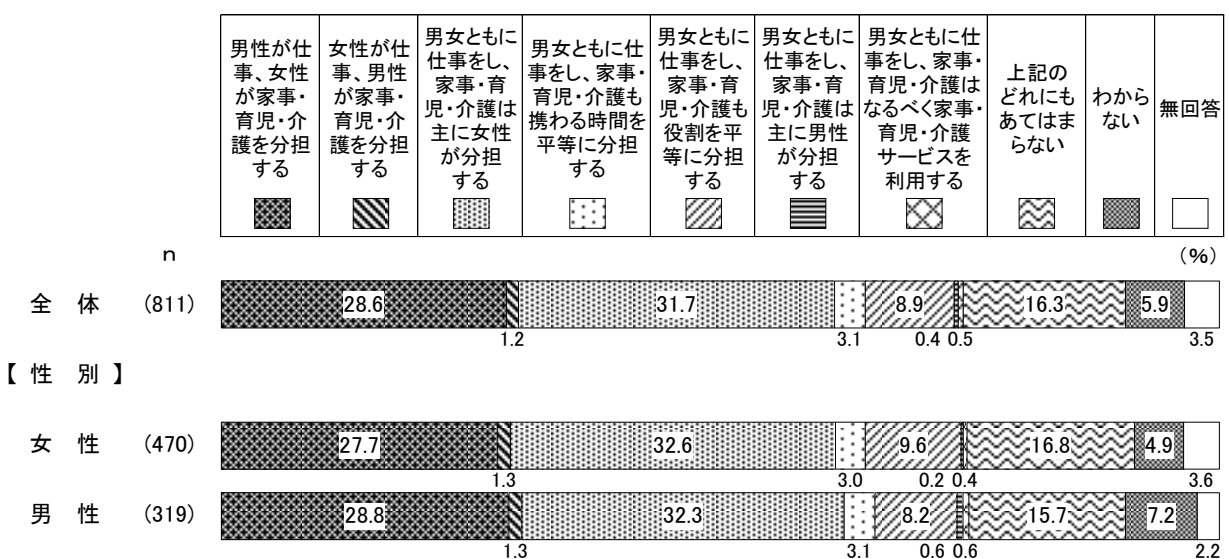
理想では『男女ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担する』と考える人が6割程度ですが、現状で平等に分担できているのは1割程度にとどまります。

理想の役割分担



資料:令和2年度市民意識調査

現状の役割分担

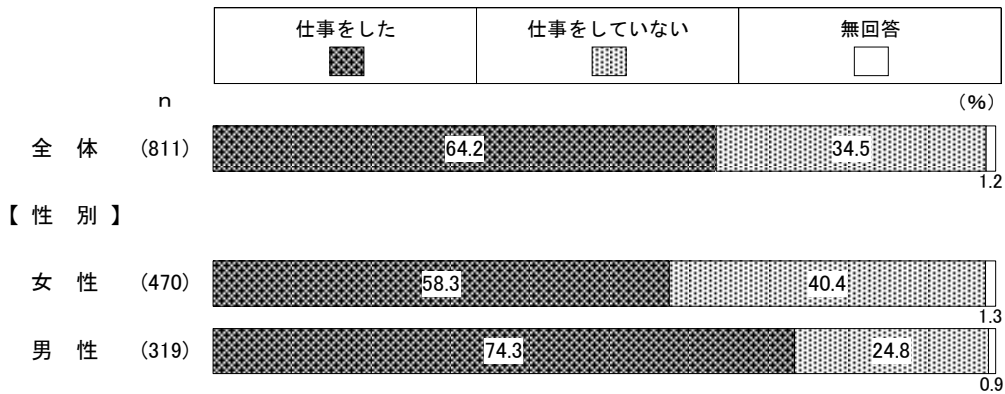


資料:令和2年度市民意識調査

■この1か月間の就労状況

この1か月間で収入を得る仕事をしたか聞いたところ、全体では、「仕事をした」が64.2%、「仕事をしていない」は34.5%となっています。

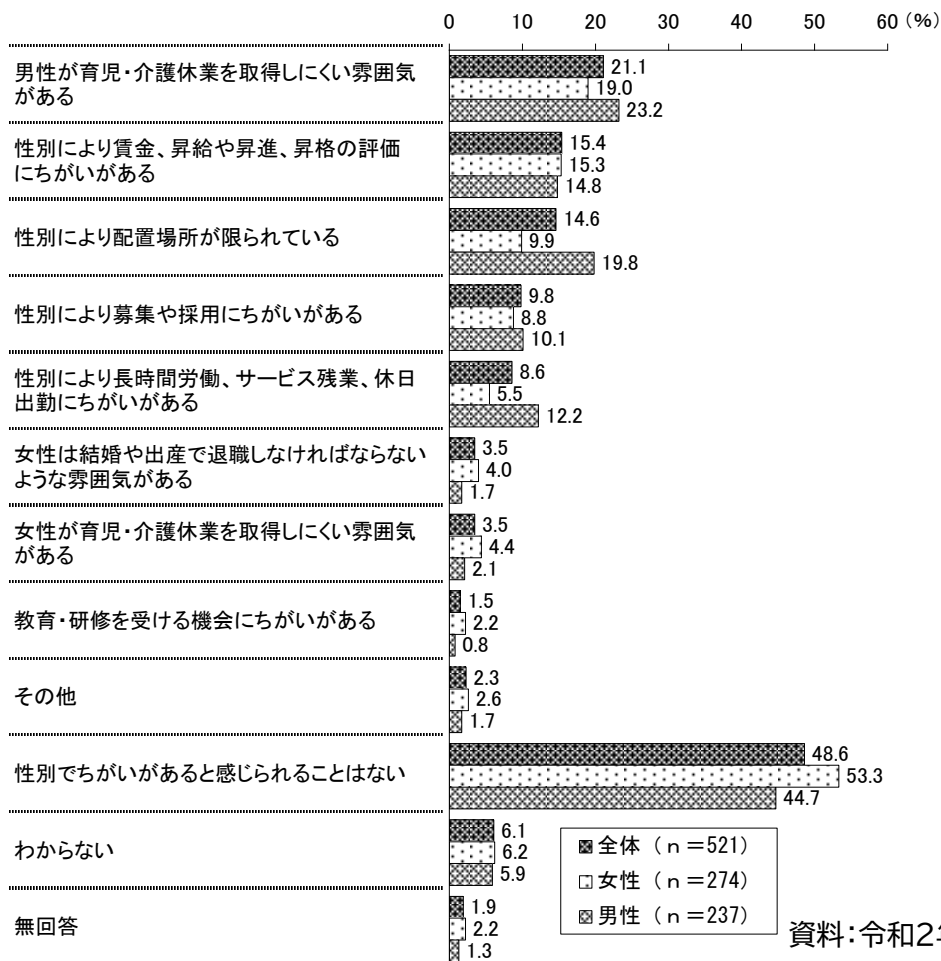
性別でみると、「仕事をした」は男性(74.3%)が女性(58.3%)より16.0ポイント高くなっています。



資料: 令和2年度市民意識調査

■職場での性別によるちがいを

職場で「性別によりちがいがあ」と感じるのは女性の方が少なく、男性は前回調査よりも「性別によりちがいがあ」と感じている人が増えています。



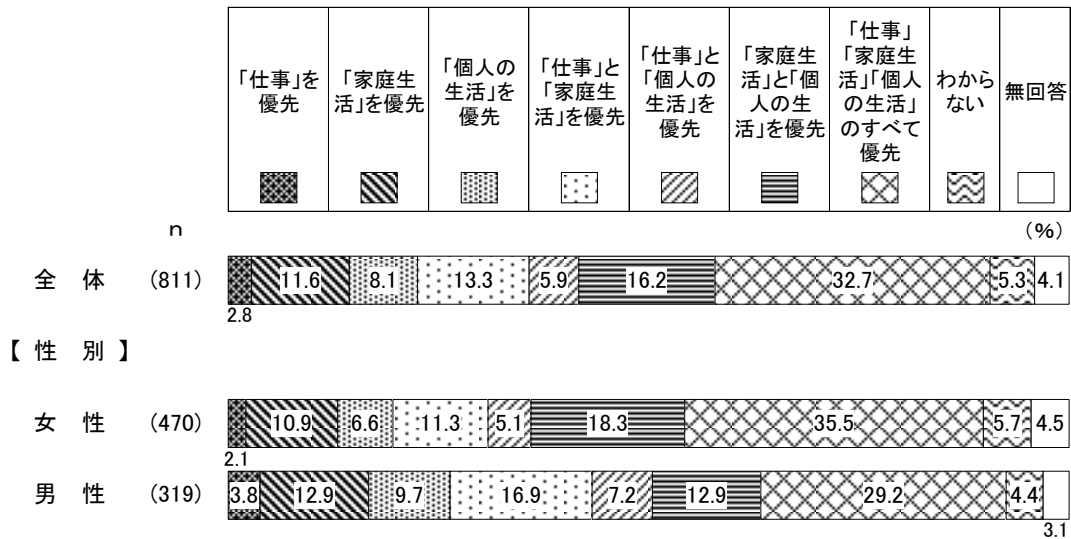
資料: 令和2年度市民意識調査

■ワーク・ライフ・バランスの理想と現状

理想では『「仕事」「家庭生活」「個人の生活」のすべて優先』と考える人が3割程度であり、男性よりも女性にその考えが多少多くなっています。

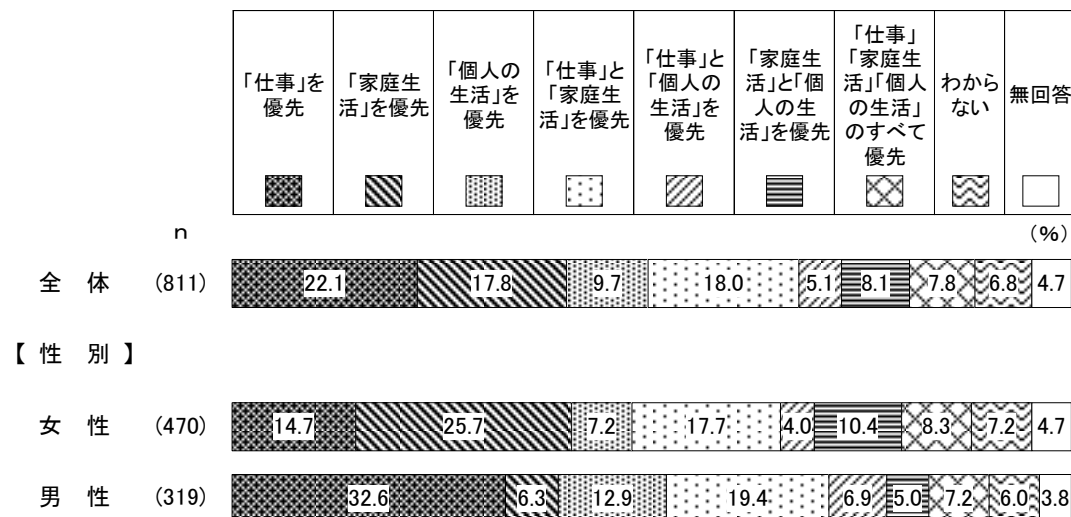
現状でワーク・ライフ・バランスのとれている人は8%程度で1割に満たない状況です。女性では「家庭生活」、男性では「仕事」を優先させている人の割合が高くなっています。

理想の優先度



資料：令和2年度市民意識調査

現状の優先度



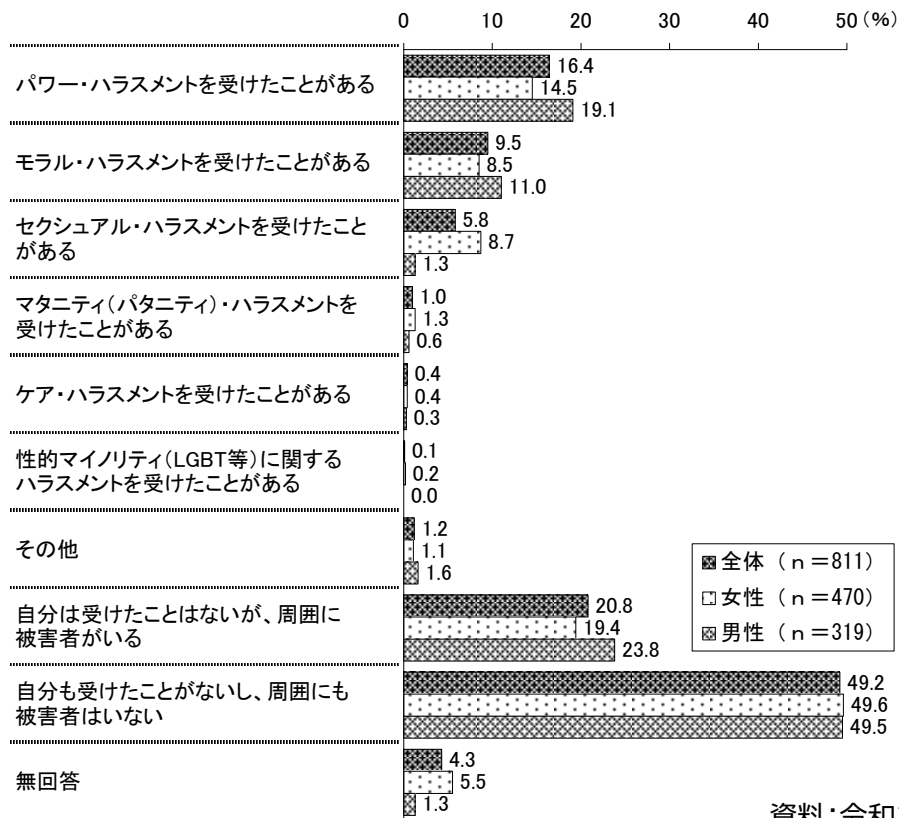
資料：令和2年度市民意識調査

<人権について>

■ハラスメントを受けた経験

「自分も受けたことがないし、周囲にも被害者はいない」が約半数となっています。「自分は受けたことはないが、周囲に被害者がいる」がその次で2割程度となっている。

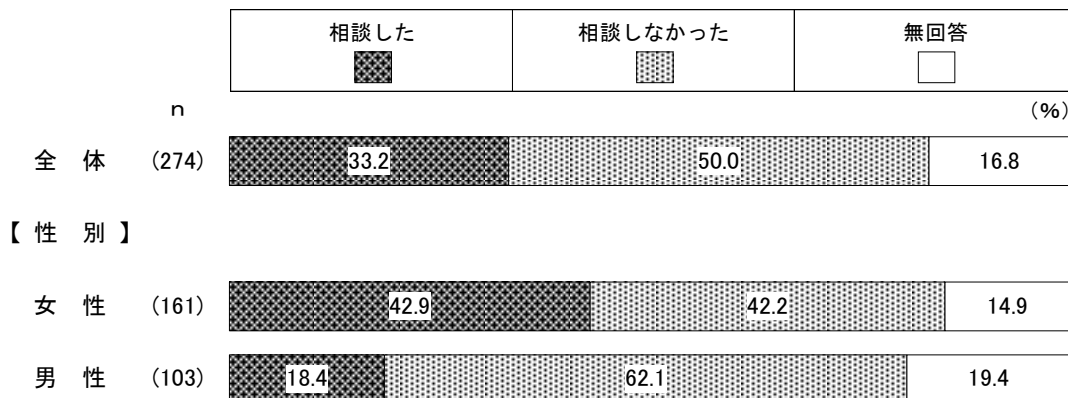
ハラスメントを受けた経験があるなかでは「パワハラ」「モラハラ」「セクハラ」の順に多く、「セクハラ」以外は男性の方が多く受けています。



資料:令和2年度市民意識調査

■ハラスメントを受けた際の相談経験

ハラスメントや暴力を受けたと答えた方で、相談したという割合は3分の1程度となっています。

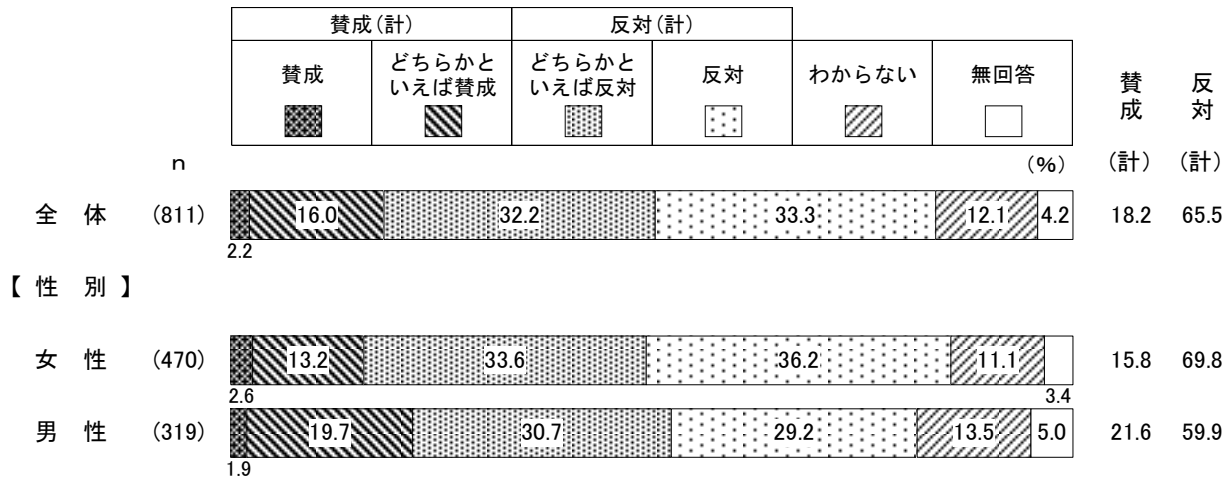


資料:令和2年度市民意識調査

<男女共同参画の推進について>

■男女共同参画意識(「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について)

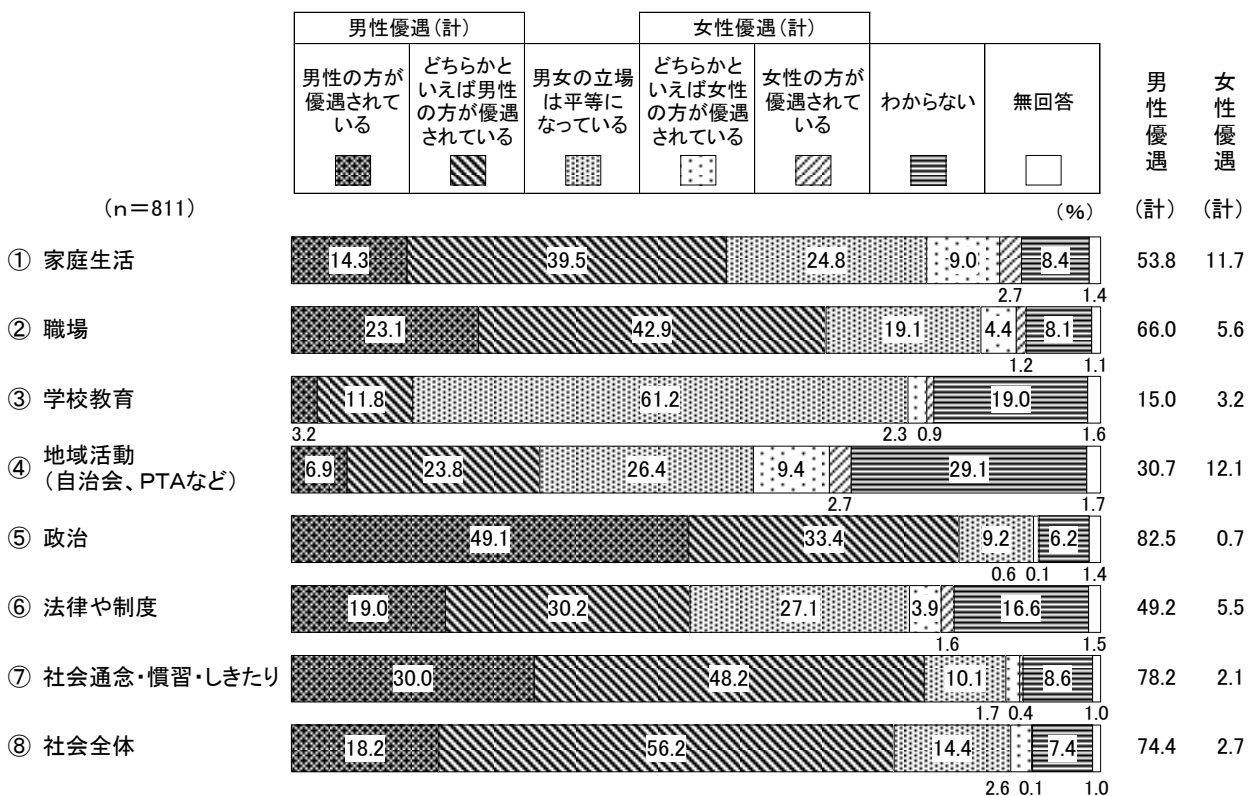
固定的な性別役割分担意識は男女ともに5年前よりも解消されつつあり、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に『反対』は女性約7割、男性6割となっています。



資料:令和2年度市民意識調査

■男女の立場

各分野によって男女平等感は様々です。学校教育では6割を超える人が平等と感じ、法律や制度、地域活動が3割弱、最も低いのは政治分野で1割弱となっています。



資料:令和2年度市民意識調査

4. 第三次計画における取組の総括

① 小平アクティブプラン21(第三次)の取組内容

議題2 追加予定

② 課題と今後の取組視点

議題2 審議会へ報告後、追加予定

1. 計画の基本理念

本計画は、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法をふまえ、小平市男女共同参画推進条例に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

2. 計画の基本的視点

「基本理念」を実現するための、本計画の基本的視点は次の7つとなります。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、男女の自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③ 政策や方針の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

④ 教育における男女共同参画意識の推進

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。

⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

⑥ 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持

男女が、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。

⑦ 国際社会及び国内における取組との協調

国際社会及び国内のさまざまな取組との協調の下に行われること。

3. 施策の体系

基本目標	施策	施策の方向性
基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現	1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	①ライフスタイルの多様化に対応した就労環境の整備 ②家庭生活（家事、子育て、介護等）でのワーク・ライフ・バランスの推進 ③くらしを豊かにする地域活動の推進
	2 女性の職業生活における活躍支援（女性の職業生活における活躍の推進計画）	①働く場における女性の就業継続・活躍の支援（女性活躍推進計画） ②市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
	3 政策・方針決定過程への男女共同参画	①市役所における女性活躍の推進 ②委員会・審議会における男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし	1 さまざまな困難を抱える人々の安全・安心な暮らしへの環境整備	①生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ③多様な性（性的指向、性自認）への理解促進と尊重
	2 人生100年時代、生涯にわたる健康施策の推進	①健康保持、健康づくりへの支援 ②妊娠、出産等に関する健康支援
	3 あらゆる暴力の根絶のための施策の推進（配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画）	①配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 ②ハラスメントや性暴力等への対策 ③相談機能の周知と一層の充実
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化	1 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成	①地域と協働した男女共同参画の推進 ②学校教育における男女共同参画の推進 ③固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消
	2 男女共同参画の推進体制の整備・強化	①小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進、男女共同参画推進計画の進行管理と女性活躍に向けた現状把握 ②さまざまな視点による災害に強い地域づくり ③市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

4. 重点項目

計画期間の5年間に、積極的に取り組む内容を、施策の方向性の中から5つの重点項目として決めました。

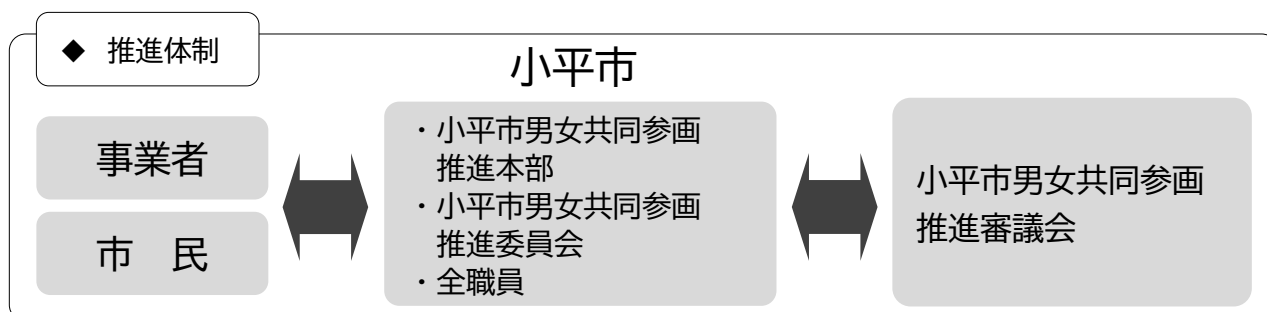
- ・家庭生活(家事、子育て、介護等)でのワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ハラスメントや性暴力等への対策
- ・地域と協働した男女共同参画の推進
- ・固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消
- ・さまざまな視点による災害に強い地域づくり

5. 推進体制・進行管理

① 計画の推進体制

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしている、小平市男女共同参画推進条例をもとに、具体的な取組を示しています。

事業の推進にあたっては、市、市民等及び事業者、関係機関がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組んでいきます。



② 推進状況の管理

毎年度、計画の推進状況を把握して年次報告書を作成の上、市の横断的組織である小平市男女共同参画推進本部・推進委員会、市民参加による小平市男女共同参画推進審議会に報告し、分析・評価を行います。

推進状況の評価・点検の方法は、事業項目ごとに担当課で行った施策や事業を、毎年度確認して、基本目標の達成に向けて推進状況を評価します。施策ごとに設定した指標についても、令和7(2025)年度の実態調査で検証するものを除き、達成状況を確認します。

また、計画を効率的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立して管理するとともに、新たな国・東京都の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。